

特定施設入居者生活介護施設
介護予防特定施設入居者生活介護施設
“悠和の里” 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会医療法人昴和会が開設するサービス付き高齢者向け住宅悠和の里（以下「事業所」という。）が行う特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は介護予防にあっては要支援状態ある利用者（以下「利用者」という）に対し、適正な特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当って、特定施設サービス計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、利用者が要介護状態又は介護予防にあっては要支援状態になった場合でも、事業所において利用者の有する能力に応じて、自立した生活を営むことができるようにする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 一 名称 サービス付き高齢者向け住宅悠和の里
- 二 所在地 鹿児島県阿久根市赤瀬川4069-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 従業者の職種及び員数は、次の通りとする。

- 一 管理者 1人（他職種と兼務）
 - 二 生活相談員 1人以上（常勤換算）
 - 三 看護職員 1人以上（常勤換算）
 - 四 介護職員 9人以上（常勤換算）
 - 五 機能訓練指導員 1人（専任）
 - 六 計画作成担当者 1人（他職種と兼務）
- 2 前項各号に掲げる従業者の職務の内容は、次の通りとする。
- 一 管理者
事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行います。
 - 二 生活相談員

入所者及びその家族への生活相談に対応するとともに、必要な助言その他の援助を行う。

三 看護職員

入所者の自立の支援及び日常生活の充実のための全般にわたる看護を行う。

四 介護職員

入所者の自立の支援及び日常生活の充実のための全般にわたる介護を行う。

五 機能訓練指導員

入所者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

六 計画作成担当者

特定施設サービス計画の作成を行う。

(入居定員及び居室数)

第5条 事業所の入居定員及び居室数は、次の通りとする。

- 一 入居定員 30人
- 二 居室数 30室

(事業内容及び手続きの説明及び契約の締結等)

第6条 事業所のサービス内容は、次の通りとする。

- ①施設サービス計画の立案
- ②食事の提供（ご入居者の身体状況に合わせた食事提供をします）
- ③介護サービス（昼夜の居室巡回、食事、入浴（一般浴のみ）、排泄、移動、更衣等の身辺介助）
- ④生活サービス（居室清掃、洗濯等の介助）
- ⑤機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑥相談援助サービス
- ⑦健康管理サービス（健康相談、バイタル（体温、脈拍、血圧等）測定）
- ⑧医療機関との連絡調整や通院介助サービス
- ⑨理美容サービス（原則月1回実施します）
- ⑩その他（買い物代行等・・・）

以上のサービス提供の開始に際して、あらかじめ入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、利用料の額及び改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び事業の提供に関する契約を文書により締結するものとする。

- 2 事業所は、前項のサービス提供開始にあたり、介護保険被保険者証により被保険者資格、認定状況、有効期間を確認する。

(事業の取扱方針)

- 第7条 事業所は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画（以下「サービス計画」という。）に基づき、漫然且つ画一的にならないよう配慮しながら、日常生活に必要な援助を行う。
- 2 事業者は、サービス提供にあたって、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービス提供方法等について、十分な説明を行う。
- 3 事業者は、サービス提供にあたって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行わない。なお、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 4 事業所は、自ら事業の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

(相談及び援助)

- 第8条 事業所は、常に利用者の心身の状況やそのおかれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言そのほかの援助を行う。

(サービス計画の作成)

- 第9条 事業所の計画作成担当者は、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、その抱える問題点を明らかにし、解決すべき課題を把握し、自立した日常生活を営むことができるよう、事業所並びに他の特定施設従業者と常に継続的に連携し、サービス計画を作成する。
- 2 前項のサービス計画を作成にあたっては、その原案をあらかじめ利用者又はその家族に説明し同意を得るとともに、当該計画を作成し利用者に交付する。また、常に当該計画の評価を行い必要に応じて変更する。

(利用料)

- 第10条 事業所が特定施設入居者生活介護サービス及び介護予防特定施設入居者生活介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- 2 介護保険サービスに該当しないサービスを提供した場合に、利用者から支払を受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
- 一 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜を要する費用
 - 二 おむつ代

- 三 日常生活費のうち、入所者が負担することが適当と認められる費用
- 4 前項までの利用料に係るサービスの提供にあたって、入所者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、入所者又はその家族の同意を得るものとする。

(利用料の変更)

- 第 11 条 事業所は、介護保険法など関係法令の改正等及び経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することが出来る。
- 2 事業所は、前項の規定により利用料を変更する場合は、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明、同意を得るものとする。

(居室の移動)

- 第 12 条 利用者は、原則として、別に定める利用契約書により締結した居室を使用するものとする。ただし、適切に介護サービスを受けることが困難な場合であって、次の各号に定める場合には、事業所に利用していない居室がある場合に限り、利用者の希望により居室を移動することができる。
- 一 日照、採光などの環境が、より適切なサービス提供をする合理的理由があるとき
- 二 現に利用している居室の設備等が、より適切なサービス提供をする上で著しい支障があるとき
- 三 より適切なサービス提供をするうえで、他の利用者との関係が日常生活を送るうえで著しい支障があるとき
- 四 そのほか既に利用している居室がより適切なサービス提供をするため、利用者の日常生活上に著しい支障があるとき
- 2 事業所は、指定特定施設入居者生活介護の提供に著しい支障があると認めるときは、事業所の管理者は、利用者の同意を得て、居室を移動させることができる。

(一時介護室の移動)

- 第 13 条 事業所は、指定特定施設入居者生活介護の提供に著しい支障があると認めるときは、事業所の管理者は、利用者の同意を得て、一時介護室に移動させることができる。

(居室移動の手続き)

- 第 14 条 第 12 条第 1 項に規定する居室の異動を希望する利用者は、その理由を付した書面（代理記載可）により管理者へ提出しなければならない。
- 2 事業所の管理者は、前項の書面を受理したときは、その理由その外指定特定施設入居者生活介護の適切な運営を総合的に勘案し、その適否を利用者に書面を持って通知する。
- 3 第 12 条第 2 項及び第 13 条の規定により、事業所が利用者の居室を移動させる場合は、その理由を付した書面を交付し、利用者の同意を得なければならない。

(居室移動に係る費用負担)

第 15 条 第 12 条第 1 項の規定により居室移動をした利用者は、移動する前に使用していた居室を入居前の現状に復しなければならない。

2 前項に規定する現状に復する費用は利用者の負担とする。

(居 室)

第 16 条 利用者の居室は、個室 1 名での利用とし、押入れ、ナースコール、ベッド、流し台、洗面台、照明器具等を備品として備えている。

(食 堂)

第 17 条 事業所は、利用者の全員が利用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が利用できるテーブル・イス・箸や食器類などの備品類を備えている。

(機能訓練室)

第 18 条 機能訓練室は、利用者に機能訓練を実施できるよう、パワーリハビリ機器・平行棒・訓練台等の備品を備えている。

(一時介護室)

第 19 条 一時介護室は、日常生活介護を提供できるよう、介護ベッド等の備品を備えている。

(浴 室)

第 20 条 事業所は、浴室には利用者が使用しやすいよう配慮された浴槽を設けている。

(便 所)

第 21 条 事業所は、各居室及び必要に応じて各棟に車いす対応型便所を設けている。

(喫 煙)

第 22 条 喫煙は、事業所内の所定の場所に限り、それ以外の場所は居室内を含み禁煙に協力していただく。

(飲 酒)

第 23 条 飲酒は、事業所内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒に協力していただく。

(衛生保持)

第 24 条 利用者は、事業所の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所に協力し

ていただく。

(禁止行為)

第 25 条 利用者は、事業所で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の事由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(利用者に関する市町村への通知)

第 26 条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

(利用者の家族との連携)

第 27 条 事業所は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流の機会を確保する。

(緊急時の対応)

第 28 条 事業所は、利用者の心身状況に急変が生じた場合その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医及び協力医療機関に連絡するとともに、できるだけ速やかに家族に連絡するなど必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第 29 条 事業所は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、前条の規定に沿って対応するとともに、市町村等関係機関に連絡する。

- 2 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録に残す。
- 3 事故防止のための委員会を定期的開催するとともにその結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 4 従業者に対し事故発生の防止及び発生時の対応のための研修を定期的実施する。
- 5 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 6 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
ただし、施設の責に帰すべからざる理由による場合は、この限りではない。

7 施設は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(非常災害対策)

第 30 条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震、火災、津波等の想定される災害ごと個別に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 1 回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なう。

2 感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(秘密の保持)

第 31 条 事業所の従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らさない。

2 退職者等が、正当な理由なく、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。

(苦情処理)

第 32 条 サービスに関する入所者およびその家族からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置している。

2 前項の苦情を受付けた場合には、その苦情の内容等を記録する。

3 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。また、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行うとともに、市町村から求めがあった場合にはその改善の内容を報告する。

4 事業に対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が介護保険法第 176 条第 1 項第 2 号に基づき行う調査にも協力する。自ら提供した事業に関して国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

(個人情報の保護)

第 33 条 利用者の個人情報を含むサービス計画書、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき、個人情報の保護に努めるものとする。

2 また、個人情報の取扱いに関する利用者からの苦情については、苦情処理体制に基づき、適切かつ迅速に対応するものとする。

(身体拘束・虐待の防止等の取り扱い)

第 34 条 サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

- 2 前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 3 当施設は、利用者の尊厳の保持にとって、利用者の虐待防止及び権利擁護は重要であることから、利用者の虐待防止及び権利擁護に努め、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。
 - ・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - ・上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

（入退所の記録の記載）

第 35 条 入所に際して、入所年月日、施設の種類・名称を被保険者証に記載する。また、退所に際しては、退所年月日を被保険者証に記載する。

（勤務体制等）

第 36 条 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定めている。

- 2 従業者の資質向上の為の研修の機会を設けている。

（協力病院等）

第 37 条 入院治療を必要とする入所者のために協力病院を定めている。

（提 示）

第 38 条 特定施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、個人情報の利用目的、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を提示している。

（地域との連携）

第 39 条 運営に当たって、地域住民または自発的な活動等との連携、協力を行うなど地域との交流に努める。

（記録と整理）

第 40 条 事業所は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 入所者に対するサービス提供に関する次の各号に掲げる諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。
 - （1）特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画
 - （2）提供した具体的なサービス内容等の記録
 - （3）身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、結果等の記録

- (4) 市町村への通知に関する事項の記録
- (5) 苦情の内容等の記録
- (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(職員研修)

第41条 利用者に対して、適切な特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供できるよう、従業員等の勤務態勢を定める。

2 従業員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設ける。

- 一 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- 二 継続研修 年1回

(ハラスメント対策（パワー・セクシャル）)

第42条 当施設は入居者（利用者等）及び職員の健全かつ、すこやかな入居環境及び職員に対する職場環境の整備体制を確立するため、施設におけるハラスメント対策の推進を行う。

(その他)

第43条 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会医療法人昴和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成21年 4月1日より施行する。

平成21年12月1日改定

平成22年 4月1日改定

平成24年 4月1日改定

平成25年 4月1日改定

平成25年11月1日改定

平成27年 4月1日改定

平成27年 8月1日改定

令和 2年 6月3日改定

令和 6年 4月1日改定